

032 福島町区有文書と目録作成について

1 須坂市福島町は、千曲川の自然堤防上に立地する北国街道の宿駅として特色のある村落を形成してきている。福島宿は、慶長 16 (1611) 年北国街道松代通りの宿駅として成立したが、その後、慶安 3 (1650) 年には仁礼宿を通る大笹街道の起点としての役割も加わって、交通運輸の重要な拠点となっている。

水災の常習地帯であった千曲川沿いには、割り替え共有地が発達し、村人の生産や生活に大きな影響を及ぼしてきた。度重なる水損に見舞われたこともあってか、年貢皆済帳が見当たらないなど重要史料が失われ、散逸してきていることを認めないわけにはいかない。

とはいえ、福島町区有文書として現存する村関係史料は、福島町の歴史を解き明かしていく史料としては、貴重この上ない重要史料である。

2 福島村の領地変遷を見ると、慶長 5 (1600) 年森忠政領、同 8 年松平忠輝領を経て、元和 2 (1682) 年から廃藩置県までは松代藩領として村や宿駅の経営がなされていた。宿駅経営のために、村では 500 石分の諸役が免除されていた。村高は「慶長打立帳」860 石余、「元禄郷帳」867 石余、「天保郷帳」1317 石余、そして明治維新期に至り「旧高旧領取調帳」では 1329 石と記載されている。文化 4 (1807) 年の土目録によれば、村高 879 石余のうち 571 石余の永引き等があり、洪水などによる引高 (免除地) が多いのも特徴的である。

新田開発が進むにつれて、天保期以後は村高が増加している。そこには、千曲川左岸 (西側) の新田村 (後の屋島村) も含まれているが、近世中期以降には、名主ほか村方三役も置かれ、徐々に独立村としての性格を強めてきている。福島新田が本村と分離・独立したのは明治 19 (1886) 年のことであった。翌年には福島村が請願 (反対) したものの認められずに、明治 12 年 239 戸あった戸数は、同 21 年には 174 戸に減少している。

3 本町区有文書には、慶長 16 (1611) 年の伝馬宿証文を初めとして北国街道宿駅関係史料、千曲川流路変更による共有割替地史料・境界争論史料や絵地図のほか御用達金・拝借金・困穀・儉約書上帳等村の経営に関する史料も残されている。また、「桑畑改覚帳」(文政 12 年) もみられる。検地関係の土地台帳で最も古い史料は、寛文 6 (1666) 年の「福島村高辻改帳」、ついで水帳の写しとして、天明 2 (1782) 年と文化 2 (1805) 年が残されている。

明治以降の史料には、壬申地券調査段階 (明治 5 ~ 6 年) の田畑の面積調査「野帳」が、字ごとに多数作成され、続く地租改正関係の史料も多い。以降、明治後期から大正・昭和にかけての割替え・共有地 (「落籤人別帳」など) や荒地・起返し関係の史料も残されている。また、本町史料中には、元禄 14 (1701) 年福島村絵図ほか 60 点の貴重な絵図や「天神社縁起」等神社関係史料も歴史的遺産として保管されている。

4 近世以降の福島村の姿を復元していくには、これらの史料を調査・研究していくことが不可欠であろう。

以上、どの史料をとってみても、村民の生きざまを今に伝える貴重なものとなっている。

長期間にわたって、本史料を大切に保存し、保管してこられた福島町区民の労を多としたい。

5 ここでは、それらの史料を、『福島町区有文書目録』として作成する。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「032」（32番目）に位置付け、史料番号は「032 - A - 1」から始めて整理ラベルを貼付した。

史料内容の特徴を考慮して、つぎのように分類して史料目録を作成した。区有文書目録の総史料番号（枝番号含む）は822、総史料点数は900点にのぼっている。

分類項目	史料番号	史料点数	箱数
A 江戸期	191	192	2
B 明治大正期	378	435	3
C 昭和期～	181	181	2
D 絵地図	59	60	2 (E 含)
E 天神社関係史料	13	32	※
総計	822	900	9

※文書箱9箱以外の木箱等におさめられている

6 本史料目録が、福島町区民をはじめとする須坂市民ほか多くの地域史研究者によって活用されることを願ってやまない。とともに、福島町区有文書を活用して、新たな福島町区民の歴史を発掘し、歴史の中で血みどろになって生きてきた誇り高い福島町区民の歴史を叙述・編さんされて、子々孫々に伝えられることを期待したい。

7 史料目録の作成にあたっては、史料の現状・存在形態を尊重しつつ史料閲覧者の便宜も考慮して、つぎのようにした。

(1) 史料名は原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料などには、つぎのように（ ）をもちいて仮表題を作成し掲げた。

（反別引直し願い） （千曲川氾濫絵図）

(2) 「記」、「覚」のみで内容未記載の史料については、つぎのように（ ）内に内容説明を記載したものもある。

記（御用達金控） 覚（借用証）

(3) 請取りなど切手類は、便宜的に括って整理したものもある。その場合は、つぎのように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外○点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

記（上納金領収書）、外18点 地券分裂願、外5点

(4) 史料形態については、つぎのように略記した。

横（横帳）、横半（横半帳）、縦（縦帳）、紙（一紙）、
封（封書）、冊（冊子）、綴、括、など

8 本史料目録は、福島町のご理解・ご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。

小林 裕 井上光由 涌井二夫 丸山文雄

竹内正勝 青木廣安 勝山一男

(編さん担当：青木廣安・丸山文雄)

平成 22 年 (2010) 6 月 30 日

須坂市誌編さん室